

介護保険における
特定福祉用具購入の手引き

防府市

概要

介護保険では、在宅で生活する要介護、要支援の認定を受けた方が、都道府県知事の指定を受けた指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のもの（特定（介護予防）福祉用具）を購入し、防府市が日常生活の自立を助けるために必要と認めた場合は、居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）が支給されます。

申請書の提出

要介護者等は、福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、次の事項を記載した支給申請書を防府市 高齢福祉課 介護給付係までに提出します。

- ・福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- ・福祉用具を購入にかかった費用、購入年月日
- ・福祉用具を必要とする理由

なお、支給申請書には、事業者から交付される①領収証、②パンフレット等の福祉用具の概要を記載した書面を添付する必要があります。

支給限度基準額は同一年度で 10 万円

福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月1日からの12か月間）で10万円です。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、10万円の9割（8割、7割）相当額を超えることはできません。また、同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の特定（介護予防）福祉用具について福祉用具購入費は支給されません。したがって、初回に7万円分の福祉用具購入費を受けた場合、その年度は残り3万円までを他種目の特定（介護予防）福祉用具に充てることになります。

●破損した場合などの例外

破損または故障により使用困難になった場合、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合、または特別な理由があり、市が必要と認めるときは、同一種目であっても福祉用具購入費は支給されます。（詳細は6ページ参照）

1. 申請書類の留意事項

【支給申請時に必要な書類】

書類	留意事項
介護保険居宅介護 (介護予防)福祉 用具購入費支給申 請書	<ul style="list-style-type: none">・被保険者に関する必要事項の記入・購入した福祉用具に関する情報・福祉用具が必要な理由・福祉用具購入費の振込先口座の記入 (受領委任払い、被保険者以外の名義人の場合は、以下の書類も必要になります。)
受領委任届	受領委任払いとは、福祉用具購入費の請求及び受領に関する権限を被保険者から事業者に対して委任することにより、被保険者は最初から自己負担分のみ事業者払い、事業者が残りの給付分の支払いを被保険者に代わって市に請求することができる制度です。
委任状	被保険者以外の方が福祉用具購入費の請求及び受領をされる場合には委任状が必要です。
購入品のカタログ の写し	<ul style="list-style-type: none">・商品のメーカー名・品番・品名・標準価格の記載があるパンフレット等の写しを添付してください。・パンフレットに複数品番等がある場合には、該当の商品が特定できるようにあらかじめ印等をつけてください。
領収証	<ul style="list-style-type: none">・領収証のあて先は対象被保険者のフルネームを記載してください。・施工業者の代表者印を押印してください。・福祉用具を購入したことがわかる但し書きを記載してください。・購入した商品がわかるように記載してください。・収入印紙には割り印をしてください。

※書類審査の際に、必要な場合は追加で資料を提出していただく場合があります。

※原則、すでに購入した福祉用具については再購入できません。

※再購入を検討されている方や、自宅以外での購入など、特別な事情等がある場合には、事前に高齢福祉課 介護給付係までご相談ください。

2. 特定（介護予防）福祉用具の種目

1 腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）</p> <p>②洋式便器の上に置いて高さを補うもの</p> <p>③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居宅において利用可能であるものに限る。）ただし、設置に要する費用については保険給付の対象とならない</p>
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの。</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる</p>
3 入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの</p> <p>①入浴用いす 座面の高さがおおむね 35 センチメートル以上のものまたは、リクライニング機能を有するもの</p> <p>②浴槽用手すり 浴槽のふちを挟み込んで固定することができるもの</p> <p>③浴槽内いす 浴槽内において利用することができるもの</p> <p>④入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの</p> <p>⑤浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの</p>
4 簡易浴槽	<p>空気式または折り畳み式等で容易に移動できるもの</p> <p>取水または排水のために工事を伴わないもの</p>
5 移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること</p>
6 排泄予測支援機器	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。</p>

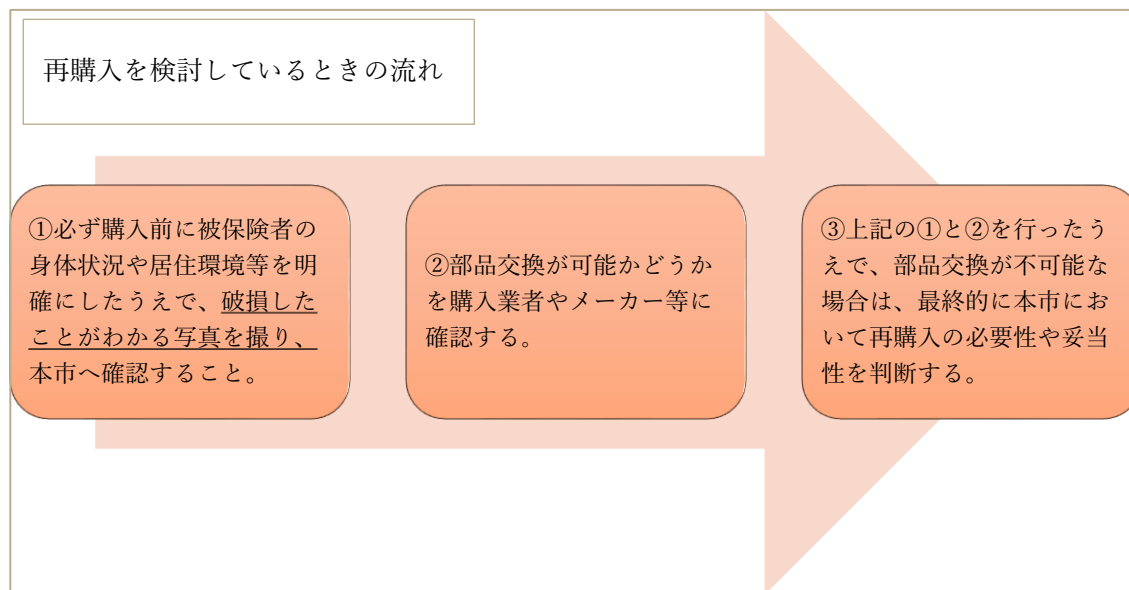
※ 令和 4 年 4 月から、排泄予測支援機器が特定福祉用具販売の給付対象に追加されました。取扱い及び留意事項については、市 HP の介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書ページにて、[別途通知](#)をご参照ください。

3.特定福祉用具購入に関するQ & A

厚労省で公表しているQ & Aで特に問い合わせの多い事例を抜粋してまとめました。また、本市に直接お問い合わせいただいたものについても、掲載しておりますので、福祉用具購入の際の参考にしてください。

項目	質問	回答
部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、保険者が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。
	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスの必要から部品を購入した場合は支給対象となるか。	予備の部品を購入するのは必要性がないため支給対象外とする。
同一種目の購入	同一種目の再購入は可能か。	用途・目的が同じ場合、原則認められない。ただし、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ本市が必要と認めた場合には支給対象となる。 ①過去に購入した福祉用具が破損した場合 ②利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合 ③転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった福祉用具必要な場合 ④その他特別な事情がある場合 いずれの場合においても、再購入が必要であれば、購入前に必ず保険者への確認が必要。 ①～④の詳細については、次頁を参照。

【同一種目の購入における例外について】



●過去の問い合わせ事例等

<p>要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合とはどの程度を指すのか。</p>	<p>原則、前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合。</p> <p>（例）以前背もたれと手すりのついていないシャワーチェアを購入した。購入時から要介護度が上がり、身体状況の変化が著しいため、現在の身体状況では座位の保持や立ち上がりが難しく、転倒の危険がある場合。</p> <p>➡この場合、前回の購入時の予後の見通し及びその福祉用具選定理由や、すでに購入した福祉用具の使用が困難であり、機能面を著しく見直す必要性について、介護状況や身体状況の変化に係る経緯や再購入の合理性を考慮した説明資料が必要となる。購入前に本市へ確認したうえで、その旨をケアプランやサービス担当者会議の要点に明記すること。</p>
<p>転居により居住環境が変わり、今まで使用していた福祉用具では対応できなくなった。</p>	<p>転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合においては、同一種目を再度購入すること</p>

	<p>は可能である。ただし、購入前に本市へ確認すること。</p> <p>ただしこれは、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合に限定するものであり、「転居」イコール「同一種目の再購入可」ではないため、転居等の前に購入した福祉用具が使用できるような居住環境の場合は、支給対象とならない。</p>
<p>すでに同品目のシャワーチェアを購入した履歴があるが、カビやヌメリがあり、滑って転倒するリスクがあるので再購入したい。</p>	<p>破損または身体状況の変化による理由ではないため、今回のようなケースで仮に転倒リスクがあったとしても、支給対象とはならない。</p>
<p>1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレで補高便座を購入できるか。</p>	<p>同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象とならない。</p>
<p>退院したばかりの一人暮らしで補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。</p>	<p>同一種目だが、用途・目的が異なるため支給対象となる。</p>
<p>すでに購入した福祉用具が破損し、部品交換を伴わない修理を行った場合は、支給対象となるか。</p>	<p>部品交換を伴わない修理を行う場合は、介護保険の支給対象とはならず、全額自己負担となる。介護保険における福祉用具購入費の支給対象は、福祉用具そのものの費用であり、今回のケースの場合、購入費の対象範囲を逸脱しているため、支給対象とならない。</p>
<p>福祉用具を故意に壊した場合、同一種目の福祉用具を再度購入することは可能か。</p>	<p>ここでいう「福祉用具の破損」とは、通常利用によるものであり、故意または過失により壊した場合は、同一種目の購入対象とならない。</p>

【特定福祉用具の種目ごとの質問と回答】

項目	質問	回答
腰掛便座	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択したものであれば給付対象として差し支えない。
	水洗式ポータブルトイレで、居室において利用可能なものは特定福祉用具購入の対象となるか。	国の通知により、対象となる福祉用具にあたることから、対象とする。ただし、設置に要する費用は対象外。
洗浄機能付き腰掛便座（ウォシュレット付き補高便座）	ウォシュレット付き補高便座は福祉用具の購入対象となるか。	原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象とする。 テクノエイド協会の対象となっていない場合、ウォシュレットと補高便座が一体型の場合は、補高便座のみを支給対象とする。 なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象とならない。 ※ウォシュレットのほか、暖房、消臭機能の場合も同様の取扱いとする。
腰掛便座のリモコン	腰掛便座の壁リモコンについては、介護保険給付の対象となるか。	壁リモコンについては、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるので、腰掛便座部分とリモコン部分とに分けることができる場合には、腰掛便座部分のみが給付対象となり、壁リモコン部分については給付対象とならない。
自動排泄処理装置の交換可能部品	尿便を特殊尿器として福祉用具購入費の支給対象とすることは可能か。	自動排泄装置については、「尿または便が自動的に吸引されるもの」としているため、尿便は給付対象とならない。

		尿または便が自動的に吸引されないもの（手動式のもの）についても支給対象とはならない。
	自動排泄処理装置の交換可能部品として、パッドは保険給付の対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は対象外です。 ※自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となり、交換可能部品（レシーバー・チューブ・タンク等）のうち尿や便の経路となるものは購入対象となる。
入浴補助用具 （浴槽用手すり）	浴槽と天井と床の3点を固定する手すりとその手すりに取り付けるフープ上の手すりは対象となるか。	浴槽用手すりについては、「浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る」とあり、この基準に該当すると判断できるため支給対象とする。
入浴補助用具 （浴槽内いす）	浴槽内いすを、浴槽の内用と外用で1台ずつ購入し、踏み台として使用することは可能か。	同一商品は基本購入不可であり、浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法ではないため、浴槽内いすの外用での購入はできない。
	浴槽内いすの取扱説明書において、踏み台としての利用が認められているような場合、浴槽外において段差解消を図る目的として、使用することは介護保険の給付対象となるか。	取扱説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは商品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用目的と異なる、浴室の段差解消に使用することは介護保険の支給対象外となる。
	浴槽内いすの脚部に滑り止めマットがついた製品は福祉用具の支給対象か。	滑り止めマット事態は給付対象種目ではない機能のため、浴槽内いすの部分と滑り止めマット部分が分けられる場合は、浴槽内いすの部分のみ給付対象となる。
入浴補助用具 （浴室内すのこ）	浴室内すのこの購入で市販のものではサイズが合わないため、業者に作ってもらうこと（オーダーメイド）は可能か。また、オーダーメイド製品購入時の注意点は何かあるか。	オーダーメイドは可能とする。 支給申請時に製品の写真と見積書が必要。 また、作成業者は事業所認定を受けていなくても構わないが、必ず販売は認定業者が行い、領収証及び申請書には当該認定事業所のものとする。

	<p>浴室内すのこ等、既製品では対応できない特定福祉用具購入費に係る福祉用具を本人または家族等が制作した場合、「居宅介護住宅改修及び居宅支援住宅改修費の支給について（平成12年3月8日老企第42号老人保健福祉局企画課長通知）」3.</p> <p>（4）被保険者自ら住宅改修を行った場合と同様に材料の購入費を支給対象としてよいか。</p>	<p>材料の購入費を支給対象として差し支えない。</p> <p>なお、特定福祉用具購入費において、本人または家族等以外が制作したオーダーメイドの福祉用具についても支給対象となる。この場合、材料から製品が出来上がるまでの費用（材料費から加工・組み立て費まで）が支給対象となる。</p>
入浴補助用具 （簡易浴槽の範囲）	<p>利用者の方が寝たまま利用できる組立式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれるか。</p>	<p>部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器）は、簡易浴槽には含まれず、給付対象とは認められない。</p>
排泄予測支援機器	<p>給付対象や利用が想定しにくいものについては、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（老高発0331第3号令和4年3月31日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に規定されているが、独居の者も含まれるのか。</p>	<p>使用方法については以下のような方法が考えられる。</p> <p>①居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。</p> <p>②介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や使用状況を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。</p>
	<p>常時失禁の状態のものでおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。</p>	<p>排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。</p>

【購入時、申請時及びその他注意事項】

	質問	回答
購入理由	介護者の負担軽減を主目的とした特定福祉用具の購入は可能か。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からして支給対象とならない。 本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければならない。そのうえで介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。
購入に伴う運搬費や設置費	特定福祉用具購入費の支給申請の際に「運搬費」や「設置費」を含んで請求しても構わないか。	福祉用具購入に運搬費は含まないため、運搬費や設置費を除いた分が支給対象となる。
ショートステイ利用中の購入	ショートステイを利用中の場合、福祉用具購入は可能か。	自宅での福祉用具利用であれば可能だが、ショートステイ先の施設で利用するための福祉用具購入は支給対象とならない。また、自宅での利用実績がなければ、支給対象とならない。
共同購入	共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を二分して、10万円の限度額を双方に適用することができるか。	共同で特定福祉用具を購入することはできない。
介護保険施設入所の購入	介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象となるか。	介護保険の施設サービスが提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象とならない。
特定施設やグループホームにおける福祉用具の購入	特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム有料老人ホーム）、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。	特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホームは、福祉用具が整備されていることが前提のため支給対象とならない。

入院中の購入	退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。また、支給申請はいつすべきか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能である。ただし、支給申請は退院し、特定福祉用具の利用後となるため、今回のケースにおいては入院中に福祉用具を購入し、その後死亡等で利用できなかった場合、全額自己負担となる。
新規認定申請中の購入	新規認定申請中だが、すぐにでも福祉用具が必要な身体状況の場合、支給対象となるか。	購入の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、申請書を提出することは可能である。ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象とならず全額自己負担となるため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。 また、負担割合証については認定結果が確定してからの発送となるため、トラブルを避けるため受領委任払いではなく償還払いが望ましい。
自宅以外での購入	住民票は本市においてあるが、実際は他市町の娘宅で生活をしている。この場合、福祉用具の支給対象となるか。	娘宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが立てられており、娘宅で福祉用具を利用するというのであれば支給対象となる。
領収証	領収証は写しでもよいか。 支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に購入代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいか。	支給申請時には必ず原本を提示、原本は確認後受付印を押印し、その場で返却する。 被保険者本人あての領収書が必要である。

	領収証には収入印紙は必要か。	5万円未満の場合は非課税のため不要だが、5万円以上の場合は課税扱いとなり収入印紙が必要となる。金額は代金によって変わるため、印紙税法を確認すること。
負担割合	2割負担となるものに対する福祉用具購入の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給するのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用する。 例) 令和5年7月31日まで1割 令和5年8月1日から2割 領収日：令和5年7月28日→1割 令和5年8月3日→2割
時効	福祉用具購入費の支給申請の時効は何年か。 また、その起算日はいつか。	2年で時効となり、起算日は代金を完済した日（領収日）の翌日。 ※購入後速やかに支給申請を行うこと。
2号被保険者の福祉用具購入	40歳以上65歳未満で介護保険が規定する特定疾病があり、2号被保険者として認定を受けている場合に、介護保険の福祉用具購入はできるか。	1号被保険者同様に、支給対象となる。福祉用具購入に係る手続きや支給限度額（10万円）は1号被保険者と同様。
被保険者本人が死亡した場合	法定相続人による申請の場合の必要書類について。	被保険者本人が商品購入後、申請する前に死亡した場合には、下記の取扱いにより法定相続人からの申請が可能。 法定相続人による申請の場合、請書が必要。また、被保険者との続柄を証明するための戸籍謄本または妙本も添付すること。 ※相続人が被保険者と住民票上同一世帯員の場合は不要。なお、法定相続人の範囲等詳細については要確認。 また、被保険者本人が納品後、福祉用具購入費の支払い前に死亡した場合は、納品証明書等を添付することで、法定相続人からの申請が可能。 ※被保険者本人が入院中に死亡するなど、自宅で利用ができなかった場合は介護保険の給付対象外。（全額自己負担）

【福祉用具購入費の支給について】

介護保険法第44条において、福祉用具を購入した時、すなわち代金を完済した時に保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。

例①) 令和4年度に福祉用具の引渡しを受け、令和5年度に代金を支払い、保険給付を請求した場合。

→ 令和5年度において限度額管理が行われる。

例②) 令和4年度に福祉用具の引渡しを受け代金を支払ったが、保険給付の請求は令和5年度に行った場合。

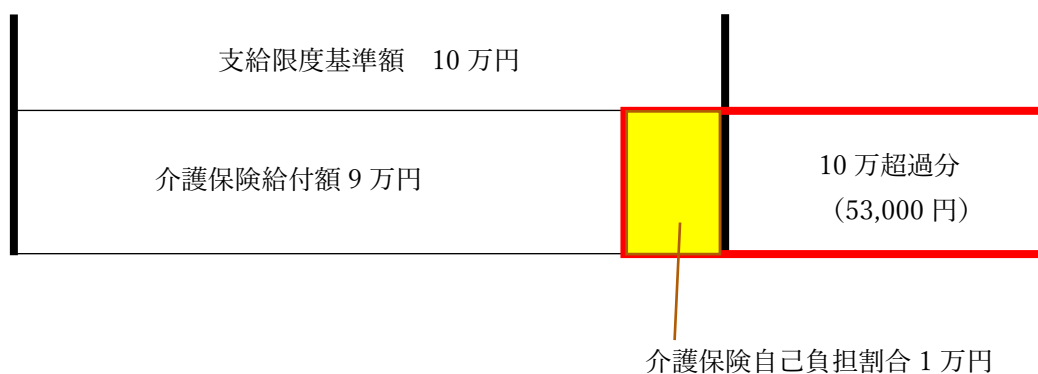
→ 令和4年度において限度額管理が行われる

【支給限度基準額について】

Q：福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円とあるが、購入対象のものが10万円を超える場合はどうなるか。

→ 10万円を超える部分については、利用者（被保険者）の自己負担となる。

例) 自己負担割合1割負担の被保険者が153,000円の製品を購入した場合



【介護保険給付額】 10万円×9割=9万円

【自己負担額】 1万円(介護保険自己負担割合分)+53,000 (10万円を超える分)
=63,000円

【給付額の計算について】

Q1：通常、介護保険の特定福祉用具購入に対する保険給付額は、対象額の9割、8割、7割のいずれかとなると思うが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。

➔ 給付額は小数点未満切り捨てとなる。

例) 対象額が20,952円で、本人負担が2割の場合

$$20,952 \text{ 円} \times 0.8 = 16,761.6 \text{ (支給額: 16,761 円)}$$

Q2：特定福祉用具を複数品目購入した場合、給付額や自己負担額の計算は合算して計算するのか、それとも個々の品目ごとに計算するのか。

➔ 個々の品目ごとに計算する。

例) 浴槽用手すり 20,346 円、腰掛便座 72,623 円を1割負担で購入した場合

$$\text{給付額: } 20,346 \text{ 円} \times 0.9 = 18,311 \text{ 円 (小数点未満切り捨て)}$$

$$\text{給付額: } 72,623 \text{ 円} \times 0.9 = 65,360 \text{ 円 (小数点未満切り捨て)}$$

$$\text{給付額合計: } 18,311 \text{ 円} + 65,360 \text{ 円} = 83,671 \text{ 円}$$

※購入品目を合算して計算するわけではないので注意すること。

【消費税の取扱い】

Q：消費税の計算において、10円未満を切り捨てることは認められるのか。

➔ 1円未満の切り上げ、切り捨て又は四捨五入のどれかを採用するかは事業者の任意であるが、10円未満を切り捨て等することは認められない。

例) 販売代金 56,789 円の場合

消費税 10%：5,678 円または 5,679 円 (認められる)

消費税 10%：5,670 円または 5,680 円 (認められない)